

## 新型コロナワクチン接種について

問合せ/水戸市新型コロナワクチン接種コールセンター(☎0570-089-310)  
または保健予防課新型コロナワクチン事業室(☎303-6313)

市では、オミクロン株対応の新型コロナワクチン接種について、教職員や4回目接種が未接種の方などを対象に、9月26日から接種を開始します。今後、市民の皆さんを対象に、接種時期に応じて、順次、接種券などを発送します。掲載内容は、国の方針などにより変更となる場合がありますので、予約方法など、最新情報は、市ホームページで確認してください。



## オミクロン株対応の新型コロナワクチン接種

### ▼オミクロン株対応ワクチンの有効性について

オミクロン株に対応した成分が含まれるため、従来ワクチンを上回る重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、感染予防効果や発症予防効果も期待されます。また、オミクロン株とオリジナル株の両方の成分を含み、2種類の異なる抗原が提示されることから、これらにより得られる多様な免疫反応は、今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いと期待されます。(第17回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会資料より)

対象/2回以上接種している12歳以上の方  
ワクチンの種類/オミクロン株対応の「ファイザー社ワクチン」または「モデルナ社ワクチン」  
接種間隔/前回の接種から少なくとも5か月経過した日から接種できます ※接種間隔は、今後変更となる場合があります。  
接種会場/接種券に同封の会場一覧で確認してください

### ▼接種券の発送について

新型コロナワクチンを2回以上接種している12歳以上のすべての方に、右表のとおり、接種券を発送します。  
※以降、接種をした時期に応じて、順次、接種券を発送します。

### 接種券発送スケジュール

対象(以下の期間に前回の接種を終了した方)	年齢	発送時期(予定)	予約開始日(予定)
令和4年5月16日まで	60歳以上	9月30日(金)	10月7日(金)
	50～59歳	9月30日(金)	10月12日(水)
	40～49歳	9月30日(金)	10月17日(月)
	30～39歳	9月30日(金)	10月24日(月)
	12～29歳	9月30日(金)	10月24日(月)

※12～29歳の方の予約開始日が、10月24日に前倒しとなりました。

### ご注意ください

過去に送付された3回目または4回目接種用の接種券をまだ使用していない方にも、改めて新しい接種券を送付します。接種の際には、今回送付される新しい接種券を使用してください。過去に送付された接種券をお持ちの方は、誤接種防止のため、必ず破棄してください。  
ただし、「4回目未接種者への優先接種」で、オミクロン株対応ワクチンを接種する方は、過去に送付された4回目接種券を使用し、今回送付される新しい接種券は破棄してください。

## ○4回目未接種者への優先接種について

過去に送付された4回目接種券を所有している方で、4回目接種が未接種の市民の方を対象に、オミクロン株対応ワクチン(モデルナ社ワクチン)の優先接種を実施します。  
※予約時に4回目接種券を所有していない方は対象ではありません。  
※優先接種で、オミクロン株対応ワクチンを接種する方は、過去に送付された4回目接種券を、接種会場へお持ちください。  
接種会場/ミオス1階(赤塚1)  
接種日/10月3日(月)・4日(火)  
接種枠/各120名

予約方法/次のいずれかの方法で予約

- 専用サイト(<https://vaccines.sciseed.jp/mito-city>)  
受付期間/9月30日(金)の午後5時まで  
※右の二次元コードからも申込みます。
- 水戸市新型コロナワクチン接種コールセンター  
電話番号/0570-089-310  
時間/午前9時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日も開設。  
受付期間/各接種日の前日まで ※接種当日の予約はできません。



## 小児(5～11歳)の3回目接種

対象/2回目接種を終了した5～11歳の方  
ワクチンの種類/小児(5～11歳)用ファイザー社ワクチン  
接種間隔/2回目の接種から少なくとも5か月経過した日から接種できます  
接種会場/随時更新しているので、市ホームページで確認してください  
▼接種券の発送について  
3回目接種の対象となる小児(5～11歳)の方に、右表のとおり、接種券を発送します。  
※以降、接種をした時期に応じて、順次、接種券を発送します。

### 接種券発送スケジュール

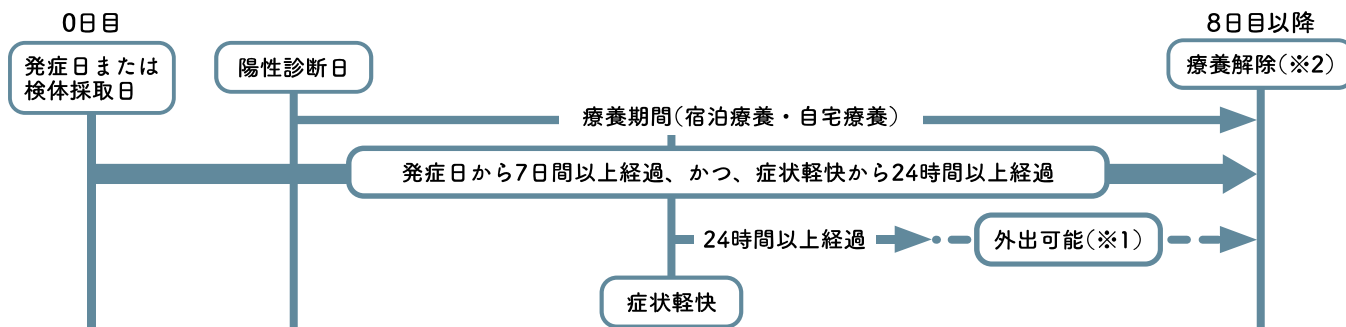
対象(以下の期間に2回目接種を終了した方)	発送時期(予定)	予約開始日(予定)
令和4年5月10日～5月23日	10月3日(月)	10月10日(月)
令和4年5月24日～6月6日	10月11日(火)	10月17日(月)
令和4年6月7日～6月20日	10月24日(月)	10月31日(月)
令和4年6月21日～7月4日	11月上旬	11月中旬

# 9月7日から新型コロナウイルス感染症の陽性となった方の療養期間などが変更となりました

問合せ／水戸市新型コロナウイルス相談窓口(☎0120-845567)

## 症状のある方の療養期間

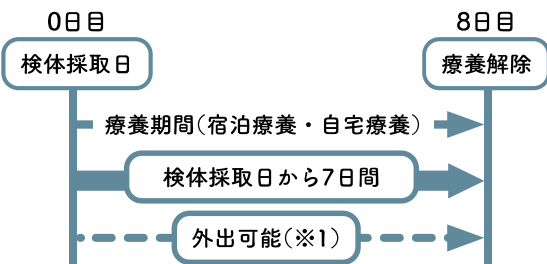
発症日(発症日が明らかでない方は、陽性確定に係る検体採取日)から7日間以上経過し、かつ、症状軽快から24時間以上経過するまでとなります。



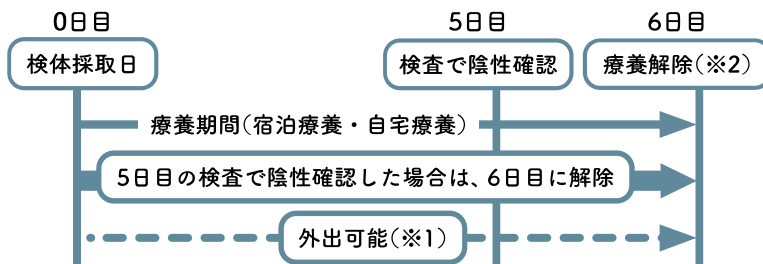
## 症状のない方の療養期間

これまでどおり、陽性確定に係る検体採取日から7日間が経過するまでとなります。ただし、5日目に抗原定性検査キット(薬事承認されたもの)による検査で陰性確認した場合は、6日目に療養解除となります。

### ●症状のない方



### ●症状のない方で、5日目の検査で陰性確認した方



### (※1)療養期間中の外出について

症状のある方で症状軽快から24時間以上経過した方と、症状のない方は、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出が可能となりました。ただし、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使用しないでください。また、必ずマスクを着用するなど、感染対策を徹底したうえで、必要最小限の外出としてください。

### (※2)療養解除後の健康観察について

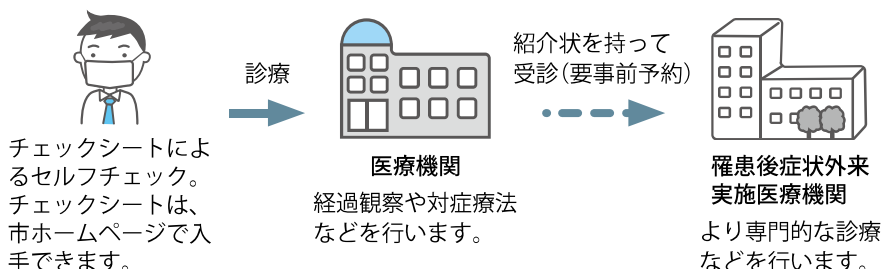
療養解除後も、症状のある方は発症日から10日間、症状のない方は検体採取日から7日間が経過するまでは、検温など、ご自身による健康状態の確認をお願いします。また、マスクを着用するなどの感染対策の徹底や、高齢者など重症化リスクの高い方との接触は控えてください。

## 療養期間が終了した後も、体調がすぐれない(後遺症のある)方へ

問合せ／水戸市新型コロナウイルス相談窓口(☎0120-845567)

県では、呼吸器内科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科、心療内科、神経科のいずれかの診療科を有し、かかりつけ医などからの相談対応や患者の紹介による診療対応を実施する「罹患後症状外来実施医療機関」を設置しています。

罹患後症状外来実施医療機関を受診するには、紹介状が必要です。まずは、かかりつけ医や新型コロナウイルス感染症の診断を受けた医療機関を受診してください。また、受診の際の診療は、通常の保険診療となりますので、注意してください。



### 労働関係に関する各種相談

県では、事業者に対して、新型コロナウイルス感染症への感染後、体調がすぐれない(後遺症のある)従業員の方が、安心して療養できるよう、休暇取得や勤務時間の短縮、テレワークの活用など負担軽減への配慮をお願いしています。

また、国や県において、各種相談窓口を設置していますので、困りごとがある場合は、ご相談ください。相談窓口などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

